

## ソーシャルメディア利用規約（グローバル人材育成センター埼玉）

### （趣旨）

第1条 本利用規約では、グローバル人材育成センター埼玉が運用するソーシャルメディアにおける利用規約を定めます。

### （提供する情報）

第2条 グローバル人材育成センター埼玉が提供するイベント情報やお知らせなどを随時配信していきます。

### （対象アカウント）

第3条 本利用規約の対象とするグローバル人材育成センター埼玉のソーシャルメディアのアカウントは次のとおりです。

- ・グローバル人材育成センター埼玉

### （ソーシャルメディア運用ポリシー）

第4条 ソーシャルメディア運用ポリシーを定めます。

- 1 ソーシャルメディア上にて発信する情報の全てが、グローバル人材育成センター埼玉の公式発表・見解を必ずしも表しているものではありません。  
正式な発表につきましては、グローバル人材育成センター埼玉のホームページをご確認ください。
- 2 グローバル人材育成センター埼玉は、ソーシャルメディア上で、イベント情報等の発信を原則として一方的に行うものであり、皆様からご投稿・コメントをいただいた場合、原則として返信は行いません。
- 3 ご投稿・コメントをいただいた場合、それによって発生する著作権・肖像権侵害等の責任は全て投稿者が負うものとします。投稿者は必ず権利者・被写体本人等の承諾の上、投稿してください。また、著作権等について第三者からの異議申し立て、苦情などがあつた場合、グローバル人材育成センター埼玉は一切の責任を負わず、費用負担などを含むすべてを投稿者本人が対応するものとします。
- 4 グローバル人材育成センター埼玉は利用者における名前やプロフィール写真、性別、友達リストなど、利用者のアカウント設定上、すべてのソーシャルメディア利用者に公開している情報へのアクセスを行います。
- 5 ソーシャルメディア上の内容、もしくは当ガイドラインについて予告なく変更する場合がございます。
- 6 ソーシャルメディアの機能・仕様については、グローバル人材育成セン

ター埼玉では一切お答えできかねます。直接、各サービスの提供会社にお問い合わせください。

(ソーシャルメディアにおける禁止事項)

第5条 当ソーシャルメディアは利用者からのご投稿・コメントを受け入れることはありませんが、下記に挙げた事項に該当する投稿については削除する場合がありますことをご了承ください。

- 1 法令または公序良俗に反し、またはその恐れのある行為
- 2 政治活動、選挙活動、宗教活動
- 3 他者を差別、誹謗中傷あるいはプライバシー、人権等を侵害する内容の権利の侵害
- 4 当サイトと関わりのない商品・店舗・企業の紹介、広報・宣伝等の商業活動を含む内容
- 5 なりすまし、虚偽の内容の投稿
- 6 犯罪行為に結びつく内容、及び犯罪行為を誘発させる内容
- 7 独断的・断定的表現を含み、事実と著しく異なる内容
- 8 その他、グローバル人材育成センター埼玉が判断する内容

(お問い合わせ)

第6条 当ソーシャルメディアガイドラインについては、下記までお問い合わせください。

埼玉県庁県民生活部国際課  
総務・グローバル人材育成担当  
電話 048-830-2711  
E-mail a2705-01@pref.saitama.lg.jp

附則

この規約は、平成27年5月12日から施行する。